国土形成計画策定に向けて検討すべき海洋・沿岸域に関する論点

下線部はキーワード

1. 国土形成計画における海洋・沿岸域の位置付け

(1)検討の基本的な考え方

「海」は我が国にさまざまな恵みをもたらしているが、環境悪化等の諸問題が生じている。今、海と国民の距離を近付け、安心して親しみふれ合える場としての姿を取り戻し、また無限の可能性をもつフロンティアとしての価値を改めてとらえ直すため、海を国土計画上いわば「第二の国土」と位置付け、あるべき「海洋国家」としての将来の姿を提示する。

(2)国際社会の動き

- WSSD実施計画(2002年3八ネスブルグサミットで採択)
- ・ PEMSEA、NOWPAP等、東アジア地域における連携の取組
- ・ 韓国、中国等の各国で、立法を含む総合的な海洋政策に積極的に取り組む動き
- ・ 国連海洋法条約に基づ〈<u>大陸棚の限界画定</u>の調査結果を国連大陸棚限界委員会へ<u>2009年</u>までに提出。
- (3)国民生活における海洋・沿岸域の位置付け
- ・ 物流 食料等の海への依存、沿岸部への人口・産業の集中、海への環境負荷
- (4)国土形成計画への位置付けの必要性
- ・ 計画事項として、法律上、<u>我が国の主権の及ぶ領海、並びに主権的権利を有する排他的経済水域及び</u> 大陸棚を対象とすることを明示。
- ・ 我が国の海洋権益の確保、海洋資源の適正な保存・開発・管理・多面的利用、環境保全や汚染対策等を 実施していくため、「海洋・沿岸域」を、望ましい姿で子孫に引き継ぐべき貴重な国土として本格的に位置 付け、全府省横断的な国土政策の一環として取り組む必要。
- 地方レベルでの具体的な海洋・沿岸域に関する施策の計画上の位置付け、計画的な取組推進の担保

2.海洋・沿岸域の課題について

- (1)主として沿岸域における課題
 - *環境・利用・防災、陸域・河川・海洋(海外を含む)等の諸要素が相互に影響

環境

- ・ 漂流·漂着ゴミによる環境悪化 沿岸自治体等の大きな処理負担
- ・ 海岸侵食や砂浜等の消失の進行
- ・ 藻場 干潟 自然海岸の減少
- 閉鎖性海域での赤潮等の発生、有害物質等を含有した底質や海底ゴミの存在
- ・ 汚水処理施設整備の地域格差、水質改善に必要な高度処理の未整備

利用

- ・ 三次元に輻輳するさまざまな利用の要請に対する調整の必要
- ・ 産業構造転換に立ち後れた沿岸部での低未利用地の発生
- ・ プレジャーボート、座礁船等の放置

防災·安全

- 高潮·高波·津波災害、砂浜侵食、地盤沈下、地球温暖化等による海面上昇、海岸保全施設の老朽化等
- ゼロメートル地帯等の自然災害リスクの高いエリアに人口・産業活動が集積
- 国際基幹航路等の適正管理の必要

(2)主として海洋における課題

環境

- ・ 油流出事故等のリスクに備える必要
- ・ 地球温暖化等による海面上昇、海水温上昇等によるサンゴ礁への影響
- ・ バラスト水による生物相のかく乱

利用

- ・ 我が国周辺水域での近年の水産資源状態は多くの魚種で低水準。他方、低未利用な水産資源も存在
- ・ 未利用・未開発の<u>自然エネルギー、鉱物・エネルギー資源</u>が広く賦存 防災・安全
- ・ 厳しい海象条件から、漁船・一般船舶の海難事故が発生
- ・ 不審船・密輸・密入国・密漁対策、港湾・漁港の保安対策が必要

3.持続可能な海洋・沿岸域の管理に向けて

ここでは主要と考えられる施策の方向性のみ列挙しているが、国土形成計画に特に重点的に取り上げるべき論点について、ここで欠けている重要な論点等を含めて、御指摘・御議論いただきたい。

(1)総論

・ 各界からの総合的な海洋政策不在の指摘を踏まえ、政府が一体となって<u>包括的・一元的な海洋・沿岸域</u> に関する政策・戦略を確立・推進する必要性

海羊・沿岸域の多様な課題に対し、これまで関係各省がそれぞれで対応してきたのが現実。

- 現行法制度でカバーされない行政分野·重要課題についての整理の必要性
- ・ 総合的な海洋・沿岸域政策の法的根拠となるような制度的枠組み、制度の空白領域を補うような施策についての検討の必要性

(2)沿岸域の管理

沿岸域圏の総合的な管理計画の策定

・ 沿岸域圏の総合的な管理の推進を図る。この場合、多種多様な主体間の調整、責任者の明確化、負担と受益の関係の整理等に必要な制度的枠組みの創設が有効ではないか。

平成 12 年には関係 17 省庁が「<u>沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」</u>を策定し、これに基づきケーススタディ等を行ってきたが、いまだ実例はない。

- ・ <u>広域地方計画</u>は、沿岸域圏総合管理計画の策定に当たり、関係者の重要な調整・検討の場となるのではないか。
- ・ 必ずしもすべての課題や地域を網羅的に対象とせず、地域特性等に応じて以下のような課題・地域に的 を絞った取組を地方に求めていくべきではないか(全国計画に記載?)。
 - ・例えば土砂循環に着目する等、地域にとって重要な課題を核にした取組
 - ・ 高度な利用がなされている特定の閉鎖性水域等の重要な地区(ex.三大湾、瀬戸内海)の取組

個別課題に対応する施策

以下のような取組を推進していくべきではないか。

<u>漂流・漂着ゴミ</u>に関する管理者間(廃掃法、海岸法)の役割分担の明確化、発生源対策や国際的な連携を含めた取組の強化

海岸侵食等に対応し、山地・河川等から海岸に土砂を適正に供給する<u>総合的な土砂管理対策の導</u> 入

21世紀の国土のグランドデザインでも規定されたが、事業として本格的には動いていない。

環境の保全・再生のため、<u>汚濁負荷量の削減</u>(ex.高度処理の推進など下水道の整備等)、<u>藻場・干潟の保全・再生、海岸・海底清掃等</u>の推進(事業実施、民間活動の支援、規制的手法の適用等の取組)物流拠点、国際競争産業の立地推進等による低未利用地の有効利用

放置艇対策の推進

津波・高潮 地球温暖化に伴う海面上昇等に対し、<u>予測・情報伝達システムの高度化</u>や土地利用施策、ハザードマップ作成等の情報開示を通じた総合的な防災・減災対策

海洋環境や生態系、国民の生命財産の保全等に貢献しているが、近年、高齢化・従事者減少による 活動の低下が懸念される漁業者の活動の維持・増進

海上交通の安全確保のため、船舶自動識別装置(AIS)等を活用した、船舶動静の把握、次世代型 航行支援システム構築等、ITによるソフト施策強化

海洋·沿岸域に関わる人材の育成、市民の関心の向上、管理活動への市民参加を促進するため、 環境教育に積極的なNPOや団体、学校等の支援

貴重な観光資源 レジャー・リゾートの場としての海洋・沿岸域の再評価

(3)海洋の管理

国際社会との関係の確立

- ・ テロ関連情報の調査分析体制の整備、海上警備体制の充実、入港船舶規制の実施等により海上におけるテロ対策の推進が必要ではないか。
- ・ <u>国境離島</u>は、国土の保全・管理、特に排他的経済水域及び大陸棚の管理上の拠点として重要であり、<u>国が保全・利活用・振興を積極的に図る</u>ことが必要ではないか(cf. 平成11年海岸法改正による沖ノ鳥島

の国直轄管理化)。

- 大陸棚限界確定調査の充実が必要ではないか。
- ・ 海洋の持続可能な管理に<u>沿岸国として求められる義務</u>を果たすため<u>国際的な協力体制への貢献</u>が引き続き必要ではないか。

資源等の管理

- ・ 海洋資源利用のため、調査・探査・開発・活用技術の開発を推進するべきではないか。
- ・ 水産資源の回復・持続的利用のため、<u>漁獲努力量の削減、積極的な資源培養、漁場環境の保全、漁場</u> 整備を推進するべきではないか。

(4)調査·研究

- ・ 海洋・沿岸域の利用(ex.船舶の安全航行、防災、自然環境保全、水産、観光開発、資源エネルギー等)の観点から、データ(ex.地形・地質、海洋観測、環境情報、資源武存状況等)の収集・管理・提供や調査・研究を推進するべきではないか。
- ・ 世界の知的資産の拡大の観点から、<u>未知のフロンティア</u>として、海洋の動態、海洋生物の生態、海底変動等の<u>海洋の諸現象について調査研究を推進</u>するべきではないか(ex.地球温暖化に関連する調査研究や観測態勢の確立、大気・陸域・海洋の炭素循環のメカニズムの解明、海洋における二酸化炭素観測体制を整備)。